

福祉民生常任委員会会議録

平成29年2月15日

北 見 市 議 会

午前 9時59分 開 議

○(隅田委員長) ただいまから福祉民生常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○(置田局長) ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は7名、全員出席であります。

以上であります。

○(隅田委員長) 本日は、各委員にご連絡してありました案件に加えまして留辺薬総合支所より北見市立養護老人ホーム静楽園・留辺薬ふれあいセンター民営化についてが追加となっておりますので、よろしくお願いいいたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時59分 休 憩

午前10時00分 再 開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、まず市民環境部及び常呂総合支所からの報告を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(滝沢部長) おはようございます。北見地区スクラムミックス事業に係る常呂自治区のし尿等の処理についてご報告をさせていただきます。

常呂自治区のし尿等の処理につきましては、旧常呂町における平成6年度から常呂町福山地区にあります自給肥料供給センターにおいて液体肥料を製造し、畑地に還元する処理を行ってきておりますが、液体肥料を希望する農家の減少や施設の老朽化に伴い、スクラムミックス事業での処理の移行に向け、庁内関係部局において検討を行うとともに、事業の許可権者であります北海道を初め、関係する置戸町、訓子府町と協議を進めてまいりました。このたび、これら協議が調いましたことから、常呂自治区のし尿等につきましては本年4月1日からスクラムミックスセンターで受け入れ、処理することといたしま

したので、ご報告をさせていただくものでございます。

詳細につきましては、担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○(高橋課長) おはようございます。それでは、私から北見地区スクラムミックス事業に係る常呂自治区のし尿等の処理について、委員会資料に基づき説明させていただきます。

委員会資料1ページをごらんください。(1)北見地区スクラムミックス事業の概要についてであります。北見市、置戸町、訓子府町の1市2町でのし尿及び浄化槽汚泥処理は平成19年4月から北見地区スクラムミックス事業で実施しております。また、これまで処理を行ってききました北見地区衛生施設組合端野処理場は平成19年10月をもって閉鎖しております。スクラムミックス事業は、し尿及び浄化槽汚泥を浄化センターで下水道汚泥と処理を一元化し、汚水処理施設を共同で使用するミックス事業と複数の市町村による下水道施設の共同化・共有化を行うスクラム事業とあわせて実施するものであります。スクラムミックスセンターでは、搬入されたし尿及び浄化槽汚泥から混入物を除去し、貯留後浄化センターへ圧送管で移送し、処理を行っています。

なお、スクラムミックスセンターの施設概要につきましては、資料5ページから8ページとなっておりますので、ご参照願います。

次に、ア、北見地区スクラムミックスセンターへのし尿等受け入れ量と割合の推移について表で示しております。スクラムミックス事業計画時の平成18年に9,761.1キロリットルあった受け入れ量は平成27年では6,949キロリットルと約2,800キロリットル、率にして29%減少しています。なお、常呂自治区分の平成27なし尿等処理実績825.2キロリットルを含めました場合は7,774.2キロリットルとなります。

次に、資料2ページをごらんください。イ、スク

ラムミックス事業のし尿等受け入れ及び処理業務についてであります。し尿等の受け入れに係るスクラムミックスセンターの運転管理では置戸町、訓子府町の搬入量を含め、北見市と北見市公営企業管理者による委託契約により行っています。また、スクラムミックスセンターで受け入れ後の浄化センターでのし尿等処理は置戸町、訓子府町の分も含め、北見市が北見市公営企業管理者へ処理業務を委託しています。

次に、(2)常呂自治区のし尿等処理及び自給肥料供給センターの現状についてであります。常呂自治区のし尿等の処理は、旧常呂町における平成6年度から自給肥料供給センターでし尿等を資源に液体肥料を製造し、畑に還元する処理を行っています。自給肥料供給センターは、平成6年4月の供用開始から20年以上を経過しており、当初3,000キロリットルを超えていた受け入れ量も人口の減少、下水道や合併浄化槽の普及により、現在では約800キロリットルにまで減少しています。し尿等を資源とした液体肥料は、利用組合に加入する農家の畑に散布していますが、受け入れ量の減少により液肥の肥料効果が薄れてきたことなどの理由から散布を希望する農家が減少しています。また、自給肥料供給センターは建設後20年以上を経過していることから、今後も施設を継続していくためには施設の大規模修繕などが必要になると考えられます。

下段表は、自給肥料供給センターでのし尿等受け入れ量と液肥散布量の推移でございます。

次に、資料3ページをごらんください。(3)今後の常呂自治区のし尿処理についてであります。北見市のし尿等処理はスクラムミックスセンターと自給肥料供給センターの2施設で行っていますが、自給肥料供給センターの老朽化が進む中、スクラムミックスセンターでは下水道の普及などから、受け入れ量が当初の約9,000キロリットルから約7,000キロリットルへと年々減少してきております。常呂分のし尿等を今後スクラムミックスセンター及び浄化

センターで処理することが可能かを庁内関係部局と検討を行うとともに、許可権者の北海道を初め、置戸町、訓子府町と協議を行ってきました。結果、スクラムミックスセンター及び浄化センターにおいて常呂自治区分のし尿受け入れが可能な処理量と判断されるとともに、北海道を初め、置戸町、訓子府町との協議が調いましたことから、常呂自治区のし尿等は平成29年4月1日からスクラムミックスセンターで受け入れ、処理することといたします。

なお、自給肥料供給センターへ既に受け入れたし尿等につきましては、液体肥料として平成29年10月ころまで畑への散布を行うとともに、タンク内の清掃等を行い閉所する予定でございます。

また、スクラムミックス事業に係る1市2町の処理費用負担につきましては、処理量の実績に応じ算出した割合で負担することとしています。

下段表では、ア、スクラムミックスセンターへ常呂自治区分を受け入れした場合の処理理想量と割合を、イはし尿等の処理費用に係る北見市、置戸町、訓子府町の負担割合について、現状の常呂分を含まない割合と今後北見市に常呂分を含めた場合の割合を平成27年実績と比較し、示しております。常呂分が加わる分、北見市の負担割合は2.67%増となり、置戸町は0.96%減、訓子府町は1.71%減となることが想定されます。

次に、資料4ページをごらんください。自給肥料供給センターとスクラムミックスセンターの施設位置図となっております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○(隅田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○(鈴木委員) まずは、この自給肥料供給センターの跡地の利活用をどうするのか。20年経過しているという話でありますけれども、20年経過していてもそんなに傷んでいるものではないと思うのですけれども、何か利活用を考えておられるのか。

それから、3ページの北見市分の負担割合が

2.67%ふえるということでありませけれども、今まで自給肥料供給センターの運営費等補助金を出していたと思うのですけれども、割合でどのぐらいの増減になるのか、2点についてお伺いいたします。

○(菊池委員) 今、鈴木委員からも質疑があったのですけれども、施設が20年経過している中で事業費の残債といいますが、そういうものは現状どのようになっているのか。

それから、説明文の中で受け入れ量の減少から液肥の肥料効果が薄れてきたと書いてあるのですけれども、これはどういう意味を示すのか、ご説明を願えればと思います。

以上です。

○(飯田委員) ことし10月まで自給肥料供給センターを利用する、その後閉所ということなのですけれども、将来的にこの施設をどういった形にする考えなのか、解体して壊すのか、それとも何かの形で利用するのか、その辺の考えがあればお伺いしたいと思います。

○(小笠原支所長) ただいま鈴木委員、飯田委員からセンター跡地のその後の利用についてということでご質問をいただきました。

鈴木委員ご指摘のとおり、まだ20年程度の建物でございますので、建物については今後もこれから地域の方と細かい話をしていかなければいけないと思えますけれども、地域の方のご意向に沿うような形、また、福山地区については避難所がないものですから、私どもとしてはそのような形で活用していければという考え方をさせていただきます。それから、当該用地には地下タンク等がございますけれども、地下タンクについては10月で全量散布を完了した後、清掃して、その後はちょっと寝かせるような形になるかと思うのですが、途中で何か有利な財源等があれば、その中で後処理をしていきたいという考え方をさせていただきます。

私からは以上でございます。

○(川村課長) 鈴木委員からご質問をいただきま

した常呂自治区の分がふえることによる財政効果の話だと思えますけれども、自給肥料供給センターの運営管理費につきましては、平成27年度決算ベースで1,065万3,000円となっております。一方で、スクラムミックスに移行することに伴う増額要素といたしましては、常呂自治区のし尿が加わることで加算となるし尿処理負担金が225万円、収集運搬業務に係る委託料の増額が10万円、合わせまして235万円となりまして、差し引きスクラムミックス移行に伴う財政効果といたしましては830万3,000円と算出しているところでございます。

それから、菊池委員から質問のございました残債の関係でございますが、自給肥料供給センターにつきましては、建設当初北海道の振興補助金、それから過疎債等の地方債と一般財源ということで総額は5億567万1,000円の事業費で実施してございます。補助金の関係でございますけれども、北海道の単独補助でございまして、振興補助金ということで現在の地域づくり総合交付金に当たります。建設翌年から起算しまして10年を超えていれば補助金の返還等は生じないということで聞いてございます。また、起債につきましては過疎債等、地方債を利用しておりますが、これについては全て償還が完了しているところでございます。

それから、同じく菊池委員からご質問をいただきました効果が薄れている部分の話でございますけれども、この辺につきましては人口減、下水道、それから合併浄化槽等の普及によりましてし尿の量が減ってきているという状況があります。さらに、量が減ってくると同時に入ってくるものについては、今度簡易水洗という形で水の多いものがふえてきているという状況の中から、そういう肥効成分というのは、成分が薄れているという状況の中で効果が薄くなってきていると言われております。

以上でございます。

○(隅田委員長) ほかにご質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） なければ、以上で市民環境部及び常呂総合支所からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時15分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きません。

次に、留辺薬総合支所からの報告を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（若杉支所長） おはようございます。それでは、留辺薬総合支所所管の北見市立養護老人ホーム静楽園・留辺薬ふれあいセンター民営化につきましてご報告させていただきます。

昨年11月17日に開催されました当委員会において、養護老人ホーム静楽園等の民営化にかかわる募集要項、選定委員会設置要綱等についてご報告させていただきまして、その後公募に関する事務を進めてきたところであります。今月、2月7日をもって公募の申請受け付けが終了したところでありますが、応募がなかったことから経過を含めてご報告させていただきます。今後につきましては、法人が応募に至らなかった要因などの聞き取り調査を行い、再公募に向けてスケジュールを含め、募集要項の見直しなど関係部局とともに検討を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上ですが、詳細につきましては担当主幹から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○（近井主幹） 私から北見市立養護老人ホーム静楽園・留辺薬ふれあいセンター民営化について、お手元の委員会資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

委員会資料1ページをお開きください。（1）公募の経過及び募集状況についてですが、昨年11月

17日に本委員会にて募集要項、選定委員会設置要綱、選定要領について報告をさせていただきました。その後、公募の事務を進め、12月13日に市内法人を訪問し、募集要項の説明を行い、14日に北見市のホームページに募集要項を掲載したところであります。21日に現地見学会も含む公募説明会を開催したところ、市内の1法人の参加がありました。その後、本年1月10日から20日までの間、質問書の受け付けを行いました。質問書の提出はありませんでした。

1月30日に第1回目の選定委員会を開催し、募集要項の報告と選定要領についてご審議をいただき、了承を得たところであります。申請受け付けを2月1日から行い、7日に締め切りましたが、公募説明会に参加した法人からの申請はありませんでした。

（2）今後についてですが、市内法人への聞き取り調査を行うとともに、募集要項の見直しを行っていきたいと考えております。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○（隅田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○（鈴木委員） きょうは報告だけという形なのでしょうけれども、募集をしたけれどもありませんでした。12月13日に市内法人を訪問し、公募について説明をしたとなっておりますけれども、もっと時間をかけて丁寧に説明されるべきではなかったのかと考えます。

それと、公募説明会までの時間が10日不足、それから質問書の受け付けが1月20日までということで、これは質問なしと。1月30日に第1回の選定委員会を開催したということですが、2月1日から2月7日までですか、申請受け付けまでに時間が余りにも短過ぎたのではないかと。もう少しきちんと下調べなりをしなければならぬかと考えているのですけれども、その辺のところはどのように考えているのかお伺いをいたします。

また、一生懸命やっているというのはわかるのですけれども、やはり地元からの食材の調達であると

か、施設の老朽化であるとか、そういった条件が非常に悪いことを相手に伝えたのでは、これはなかなか受け付けられるものではないという気がするのです。法人のほうも1カ月、2カ月で答えを出せというのは少し無理があるのではないかという気がするのですけれども、その辺のことをどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○（飯田委員） 静楽園の民営化の件については、過去委員会のほうに報告を受けて、委員会でいろいろ質問が出ています。当初、若杉支所長からは直営でやるよりは民間でやったほうがさまざまな支援があって、赤字ではなくて経営的には大丈夫なのだとということで説明を受けて、委員会の中でそうは言ってもまだまだ維持管理だとか、いろいろな部分で低減していかないとなかなか厳しいのではないですかということで私も質問をさせていただきました。

それで、今回は申請がなかったということで、これから市内の法人に聞き取り調査をして、新しい対策ということなのでしょうけれども、当初募集をしたときに、この民間での採算ベースのところはどういった形で法人に説明をされたのか。この辺がよくわからないと原因が何なのかというのがわからないので、これからもやっても同じようなことになると思うので、その辺はどのように捉えているのかお伺いしたいと思います。

○（隅田委員長） 暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時22分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（近井主幹） 今鈴木委員からご質問があった時間的な期間ということなのですけれども、今後についてはそういうご意見があるということも踏まえまして、関係部局ともその期間のベースについても検討させていただきたいと考えております。

○（若杉支所長） 鈴木委員から余り時間をかけないで説明が短かったのではないかという部分と、それから、募集期間とこのスケジュールについてももう少し時間が必要ではなかったのかと。その辺はおっしゃるとおりだと思っています。市内10法人について回ったわけですが、実はその前に挨拶程度の部分は1度回って、それから公募が始まるということで説明させていただいています。その中でその法人の大まかな今の状況等はお聞きしていますけれども、十分な時間、それからすり合わせというか、こちらの考えていることというのは余り、いろいろな法人がございますから、全然うちはできないということもあったのですけれども、今の状況ではどこの法人も経営的にも新たなものを受け入れるというのは厳しい状況にあります。

それから、今私どもが募集要項の中で提示している食材とか物品は地元でという縛りとか、何も条件の中に有利なものがございませぬ。飯田委員からご指摘のあった部分も私どもの試算としては民間に移譲した場合、新たな給与の補助金だとか、措置費の変更だとか、いろいろな部分であくまでも私どもの試算であって相手方に合わない部分が出てきていると思うのです。ですから、その辺も含めて、今後プラス要件を含めてどの程度の要件を出せば受け入れ可能かということ、人の確保とか運営資金だとかも含めて法人もかなり慎重になっておりますから、この厳しい情勢の中でもう一度関係部局と精いっぱい検討して、その辺を詰めた上で市内法人に再公募するような形で進めていきたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○（鈴木委員） 今各法人については、そんなに潤沢なお金があるわけではない、経営もそんなに楽なわけではない、新しいものを取り入れるような要素がないというご説明をいただきました。それであれば、お先真っ暗な話でありまして、民営化にすることは合併協議会の中でも決まっていることありますから、平成30年4月1日を目途として今進

んでいるわけでありませけれども、このことは北見市内に限定していくのか、それともオホーツク管内にしていくのか、それともオール北海道にしていくのか、その辺のところを考慮しておられるのかお聞きいたします。

○（菊池委員） 今回契約になるかどうか見通しがなくなったということで、事実上年度越しになるのかと思いますけれども、契約にならないということでスケジュール等にもやはり課題が出てくるでしょうし、もしかすると直営から民営になるに当たって、行政上の課題が何か発生する可能性もありますね。その点どのようにお考えかということともう一つ、例えば美幌町での特別養護老人ホームの民営化のときの状況を以前に聞いたことがありますけれども、民営化にすることでの利点を住民に知らせたことで、それならいいのではないですかと。つまり、プラスアルファの法人の提案、このように私たちはやりますと。やはりそういうものがなくて、とにかく引き継いでくださいというだけだと、それぐらいの余裕がないとなかなか新しい施設というのは引き受けにくい、なかなか見通しが立たないという部分が私はあると思います。そういう点で、以前に実際にこういうことをやりたいと、逆に言うと北見市がお願いしますではなくて、いや、うちならこうやりますよと、こういう提案がやはり可能でないと、そこには経営上の余裕が非常にない状態になるのではないかなと私は思います。もちろん考えるのは契約に参加される法人の責任ではありますけれども、何らかのプラスアルファの考え方をやはりつくってお互い提案し合う中でやっていかないと、なかなか踏み切れる条件が見つからなかったようにも私には見えます。その点、今後ということになりますけれども、どのようなお考えになっているかということをお伺いします。

以上です。

○（宮沢委員） 私からは、地元から食材を買っていただきたいとか、そういう条件を外して、やる側

としては利益を出さなければいけないので、仕入れ先はどこからでもいいから、やる人の企業努力でやってもらえばいいことで、そういう無理難題みたいな、地元からでなければならぬという意見を取っ払って、要するに受けていただく業者がやりやすいような方法をしないとなかなか受け入れられないのではないかと思いますけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○（若杉支所長） 菊池委員からいただきました1つ目の日程スケジュールにつきましては、今のところはまだ平成30年4月を目標にしております。これがまた変更になるとか延ばさなければならないということについては、一定程度の市の考え方がまとまって、こういう再公募でいくということになれば、また委員会のほうにご相談させていただきたいと思っています。

それから、直営から民営化にすることによって、新たに市民にとってといたしますか、地域にとってプラスになるようないろいろな事業展開ができるのではないかとということですが、その辺については、いろいろな法人とも民営化することによって民間の自由度がございまして、いわゆる介護保険だとか、特定施設だとか、今いろいろやっている事業もありますけれども、さらにこういうこともできるということも含めて今関係部局と研究して、その辺も提案しながらいろいろ協議していきたいと考えております。

それから、宮沢委員からいただきました地元の食材というたがを外してはどうかということで、ご提案は十分受けとめながら、地元の経済ということもありますので、地域とも相談しながらその辺も考えていきたいと思っています。よろしくお願ひします。

○（宮沢委員） それは、やはり引き受けていただく法人なり業者に有利なようにしなかったら、ただ地元の食材を使ってもらうのはいいけれども、そんなことを条件にしていって、やる側の希望に沿ってやらなかったら誰も受け手はないのではない

か。理想は理想としてわかるけれども、それはある程度やる側の運営主体に任せなかつたらしようがないでしょう。そんなところまでたがをはめておいて、自分たちの思うようにしたいのであれば従来の人がやればいだけで、それができないということだから公募しているわけだから。

○（若杉支所長） 申しわけございません。1点、答弁を忘れておりました。鈴木委員からの募集枠を市外あるいは管内や道内に広げてはどうかという話なのですが、その辺も含めて検討させていただきます。

それから、宮沢委員からいただきました余りたがをはめないでということで、その辺は可能性のある法人にはいろいろな条件を聞き出しながら、それに沿うような形でプラス要因などを考えておりますので、そのたがについても検討させていただきたいと思ひます。

○（鈴木委員） これ以上聞いても答えが出てこないのだからと、きょうは報告という形でしたから。

意見とさせていただきますけれども、第3セクターでありますとか、または菊池委員から言われた、ぼんと渡されてもだめなので、やはり北見市のノウハウなどを差し上げて、そしてやるべきだろうという意見もわかります。やはり市役所、行政もかわりを持った第3セクターであるとか、そういった方向に進むということも一つ考えていかなければならないのかと。というのは、100名規模の施設でありますから、運営が滞ってしまった、さて閉めてしまうという話になったらその100名をどうするかと、2名や3名の施設ではないわけです。そのことは、この福祉民生常任委員会の我々にとっても相当重たい話なのです。先ほども明言された平成30年4月1日を目途にという形でありますけれども、この部分についてはこれを目途として進んでほしいのですけれども、ある程度その辺のところも考えていかなければ、委員長、やはり重たい話だと私は思ひます。というのは、民営化にすると申したときに私たちはこのよ

うな状況になるとは思ひていなかったわけです。すんなり民営化で手を挙げてくれる人が何件かいて、そして選定委員会が開かれて、ここに決まりましたという報告をいただけると思ひていたわけでありませうけれども、先ほどの若杉支所長の話をおくとそんなに簡単に受けてくれないという話であれば、行政としても何らかの手出しを考えなければならぬと思ひますので、その辺のところも含めて今後の協議の材料にしていただければと思ひております。これは、本当に福祉民生常任委員会全体の問題であります。本当に重たい問題だと思ひますので、その辺のところをよろしくお願ひいたします。

○（隅田委員長） わかりました、意見ということで。

○（鈴木委員） はい。

○（隅田委員長） ほかにございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） なければ、以上で留辺薬総合支所からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時37分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市民環境部からの報告を議題といたします。理事者の説明を求めます。

○（滝沢部長） 第10次北見市交通安全計画についてご報告をさせていただきます。

同計画の策定につきましては、昨年6月27日開催の福祉民生常任委員会におきまして、これまでの経緯や計画策定の趣旨または策定のスケジュールなどをご報告させていただいたところでございます。その後、市長が会長を務め、委員は国・道の職員や警察官を初め、民間関係団体や公募委員並びに市の関係部局長で構成されます北見市交通安全対策会議で検討し、パブリックコメントを実施後、同会議で第

10次北見市交通安全計画が了承されましたことから、その概要につきましてご報告をさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○(長谷川課長) それでは、私から第10次北見市交通安全計画について、お配りしております委員会資料によりご説明させていただきます。

委員会資料1ページをお開きください。第1章、計画の概要の1、計画の目的は交通安全対策基本法に基づき、前の第9次交通安全計画と同様に人命尊重の理念を踏襲し、交通事故のない社会を目指して総合的な交通安全対策を推進し、市民の安全確保を図ることが目的とされております。この計画の前に策定されました国の第10次交通安全基本計画及び道の第10次北海道交通安全計画に準拠したものとなっております。

次に、2の計画の期間であります、国や道と同様に平成28年度から平成32年度までの5年間となっております。

次に、3の計画の基本的な考え方でございますが、前回の計画策定後の法改正や交通を取り巻く諸条件の変化に対応し、交通安全教育や交通事故多発地点の安全性向上などに関する施策の充実を図り、市民参加、市民協働の視点での施策を展開するとされております。

次に、4の計画の位置づけであります、交通安全対策基本法第26条に規定する市町村交通安全計画として位置づけております。

続きまして、第2章、交通事故の特徴と課題の1、交通事故の特徴であります、別冊の計画2ページをごらんください。交通事故の発生状況、過去5年間の推移の表とグラフを掲載しております。平成23年から平成27年にかけて市内で発生しました交通事故発生件数は374件から242件へと3割以上減少しておりますが、計画の3ページにあります年代別の

ものを見ますと高齢者の割合はほぼ横ばいで推移しており、計画の4ページでは類型別交通事故発生件数の表とグラフを掲載しておりますが、人対車両による事故の割合が徐々に増加していることがわかります。

委員会資料に戻っていただき、次に第2章の2、交通事故のない社会の実現に向けた課題であります、交通事故の原因は車両運転者や自転車、歩行者の不注意によるものが多く、高齢者が加害者となる事故の割合が増加しており、加齢に伴う身体機能の低下により運転に支障を来す場合には本人の意思を尊重した上で、課題として免許証自主返納が促進されるような支援策も検討することとしております。また、交通安全教室及び交通安全運動の推進による交通安全意識の向上を図る必要があるとされております。

続きまして、第3章の交通安全計画における目標の1、目標であります、交通事故のない社会を達成することを目標とし、この中に高齢者への運転免許証自主返納支援策の検討や飲酒運転根絶の啓発活動の継続も明記されており、次の2にその目標達成のための重点項目として、高齢者及び子供の安全確保や地域ぐるみの交通安全対策の推進などが挙げられております。

続きまして、第4章の交通安全施策についての1、交通安全教育及び広報活動の充実では、高齢者みずからの交通安全意識の向上とほかの世代に対しても高齢者に配慮する意識を高めるための啓発を強化することとしております。また、小・中学生や高校生に対して自転車利用に関する基礎知識や交通マナーに係る交通安全教室の充実を図り、あわせて自転車賠償保険制度の周知も行うこととされております。そのほか地域や職場などにおける飲酒運転根絶に向けた取り組みの普及に努めることとされております。

次に、2の道路交通環境の整備では、生活道路における歩行空間の整備や自転車利用環境の総合的整

備、冬季における道路交通環境の整備などが明記されております。

次に、委員会資料2ページをごらんください。3の救助・救急活動の充実では、救急医療機関及び北見地区消防組合との緊密な連携・協力関係を確保し、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を推進することとしております。

次に、4の被害者支援の推進であります。現在交通安全研修センターで実施している交通事故相談専門員による交通事故相談活動を継続し実施するほか、交通事故被害者支援の充実に取り組むとされております。

最後に、第5章の計画の推進体制であります。本計画を作成しました北見市交通安全対策会議が全庁的な連絡調整機能を担い、この第10次の計画の実施を推進していくこととなります。この北見市交通安全対策会議とは交通安全対策基本法第18条第1項の規定により北見市交通安全対策会議条例で設置する組織でございます。

私からは以上でございます。

○(隅田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○(菊池委員) 計画の年度は、平成29年度ではなく平成28年度なのですね。北海道と同様というのがあるので、そうなのかなと思いますが、この時期に発表されて平成28年度からの計画ということについて、もし何か理由があれば説明してください。

それから、いろいろご説明ありました。やはりアクセルとブレーキの踏み間違いとか、そういう事故が北見市でどれくらい起きているか。徐々に高齢者が加害者となる事例がふえているという説明でも大体一致するのかなとは思いますが、市民の暮らしの中でやはりそういう課題が非常にふえていると思います。まだ計画全体を見ていませんけれども、この5年の計画の中でそれに対する対策というのはどんな形で提案されているのかお伺いします。

それから、除雪との関係で、ことしはまだまだ雪

は少ないように捉えておりますけれども、交差点などにうずたかく雪が積まれる状況の中で非常に見通しが悪いという場所もたくさんあります。そういう中で、例えばミラーを設置するとか、一時停止のマークを増設するとか、そういう問題にもなってくるのかと思います。その点で、そうした事業の推進というものもぜひ入れていただきたいと思うのですけれども、その点はどのような内容の計画になっているのか。そういうことが書かれている内容があれば示していただきたい。

以上です。

○(鈴木委員) 計画の16ページの(2)番ですか、上段なのですかけれども、小学生、中学生及び高校生に対する交通安全教育の推進ということで、学校で出前講座でありますとか、そういった形の中で交通指導、交通安全の呼びかけをしているのでしょうか。近年春になりますと非常に目立つのが自転車なのです。自転車に対する教育、罰則も当然あるわけでありましてけれども、その辺のことの周知ですとか、または教育とか、そういったことについて学校等でどのように推進されているのかお伺いいたします。

○(飯田委員) 交通安全計画ということで今出ておりますけれども、基本的に人的なもののソフト面というのが中心になっていると思うのです。昨今、自動車の性能がかなり上がってきて、将来的には自動運転が出てくるのではないかとという中で、今は追突の防止だとか、そういった車両もかなり出ています。トータル的に交通事故は減っていますけれども、高齢者の数はちょっとふえているという話だろうと思うので、そういった自動車のハードの部分の安全計画というのですか、こういった議論というのはこれからどのような形にするのかお伺いしたいと思います。

○(加城委員) 1つだけなのですが、この交通安全計画に関してはいいことですので、どんどん推進していただきたいのですが、先ほどの説明の中で一

つだけ気になる部分ですが、高齢者の運転免許証の自主返納の話が出ておりました。それも全国的な流れの中で自主返納を進めていくということも悪いことではない、確かにそのとおりだと思います。それはいいのですけれども、北見市だとか北海道で考えると、その自主返納が進んでいかない理由は何かという、その中の一つでは地域性、公共交通機関がしっかりしていて、高齢者が自分で車を運転しなくてもまちまで行ける、病院まで行ける、そういう状態が整っていないということで自主返納が進んでいかないという部分が結構この地域では大部分を占めていると思います。ですから、行政の中でいろいろなことを考えながら、例えばデマンド型バスだとか、市民環境部だけではもちろんできないことですが、いろいろな連絡会議でこの図にもありますけれども、ほかの関係部局だとかいろいろなところと連携しながらやっていくということですから、それもどんどん進めていただければいいと思いますし、どんな形になっているかだけご説明いただければありがたいと思います。

○（長谷川課長） まず、菊池委員からご質問がありました年度が平成28年度からということで、平成29年度からではないのかということをございましたけれども、国と道の計画に基づいてつくっているということで、まず国が平成28年3月11日に第10次の交通安全基本計画を策定され、北海道では7月19日に国の計画もとに基づいて第10次の北海道交通安全計画が策定されています。北見市は、その北海道の第10次の計画が7月19日に発表されてから、それをもとに北見市交通安全対策会議によりまして協議を重ね、12月16日に策定したという形になっております。私も菊池委員と同じように思ったものですから、道や国にももう少し早く何とかならないでしょうかということで道に確認しましたところ、国のほうがそういうことになっていますので、今のところ早めたりとか国のものを無視してやるという考えはないという回答を得ていますので、5年後また同じような

形で11次の計画をつくることになると思うのですけれども、それもやはり国、道、そして北見市という形で策定していかなければならないのかと思っております。

それと、アクセル、ブレーキの踏み間違いなどによる件数についてということで、市内でもあるのかということをございましたけれども、こちらは北海道新聞にも載っていて、テレビのニュースでも間違いなく私は見たのですけれども、ホームセンターの中で高齢者の奥さんが後ろを見てバックをする合図をしていて、運転していた旦那さんが奥さんをひいて、あと数台の車にぶつめたという事例を確認しておりますけれども、実際にアクセルとブレーキの踏み間違いによる件数というのは警察署から発表されてはいないということですが、今後どのくらいあるのかというのを聞いてみたいと思っております。

それと、雪が多く見通しが悪いということで、ミラーの設置ですとか一時停止を増設してはどうかというご質問でございましたけれども、こういう要望が町内会などから昨年から今までで100件を超える件数が来ておまして、我々でも年に一度は北見警察署に、部長も入って陳情というかお願いに上がっているところでございます。

次に、鈴木委員からのご質問でございましたけれども、小・中学校への出前講座の中で、春になると自転車の利用が多くなるということで、その辺の周知の徹底ということをございましたけれども、都会では実際に自転車にぶつかって人が亡くなったりしているということもございまして、北見市ではそういった事例は聞いていないのですけれども、これは今までも小・中学生、高校生の自転車の利用者が多いところには、特に自転車による基本的な知識ですとか交通マナー、前までは歩道に乗っている方が多かったのですけれども、車道を通らないといけないうということにもなっておりますので、そういう交通マナーの内容の講習を出前講座で行っているところでございます。

次に、飯田委員からのご質問でございましたけれども、高齢者へのハードの部分はどのようなことになっているかということでございましたけれども、これは先ほど話に出ていましたが、自動運転による車の機能が進めば我々もこういう問題はどんどん減っていくとは思っているのですけれども、私たちからそれぞれの自動車メーカーに何かを働きかけるといことは一切しておりませんが、今世界であらゆる企業がこの自動運転ですとか、そういったアクセルとブレーキの踏み間違いなどの安全に対する機能、それが販売につながるということで、しのぎを削って日夜技術を革新しているところでございまして、その辺については早く日本の企業がそういった技術を開発していってくれればと思っております。

次に、加城委員から免許証自主返納について地方では進まない理由ということで、バスとの連携も含めて考えないといけないということでございます。私どもも全くそのとおりだと思っております。東京都でどういった自主返納のサービスをしているかということ調べましたところ、眼鏡の購入の割引ですとかレストラン、ホテルの割引、自主返納をした証明書を見せることによってレストランで常に割引になるということで商業関係との連携などもされておりまして、しかしながら、交通に関するサービスがなかなかなくて、我々と同じような地域の美幌町ではタクシーチケットの配布などで自主返納を推進しているというか、対策として行っているということでございます。北見市においても、同じような状況で、都会のように地下鉄ですとかバスが網目のように張りめぐらされるような状況ではございませんので、ご指摘いただいたように関係する部局で連携を図りながら、自主返納されたお年寄りがひきこもりとか、また活動がなるべく抑えられないような形でこの北見市交通安全対策会議の中で協議していきたいと思っております。

以上でございます。

○（伊藤委員） 私は意見です。先ほど加城委員が

高齢者の免許自主返納について言っていましたけれども、これは重大な交通事故にかかわるわけだから、ちょっと怪しいなという人には強く申し入れをしておいたほうがいいと思うのです。とにかくブレーキとアクセルを間違えることは絶対にはないのです。それをなぜ間違えるかということ、昔のマニュアル車になれている年配の人がオートマチック車に乗ると、どうしてもその間違いが出ます。これは、間違いではなく覚え間違いです。だから、それをしっかり覚えて、それで車に乗るのならいいけれども、覚えのない人にはそういう車に乗るときも十分注意して、なれてから乗ると。私なんかは、マニュアル車からオートマチックに変わったときに、スムーズに乗れるようになるまで10年かかりました。10年前ぐらいから乗っているのだけれども、それでもたまに考えます。ペダル2つしかないのだから、あつというふうに。だから、自分で注意のできる運転をするようなこともいろいろと説明したほうがいいかと。講習会などに出かけるときにそういうことも年配の方に教えたほうがいいと思いますので、それもちょっと考えてください。

以上です。

○（隅田委員長） 意見として承ります。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） 以上で市民環境部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時00分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部からの報告を議題といたします。理事者の説明を求めます。

○（高畑部長） おはようございます。それでは、保健福祉部が所管いたします臨時福祉給付金につき

ましてご説明させていただきます。

昨年9月28日から12月30日まで申請受け付けを行ってまいりました平成28年度臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向け臨時福祉給付金の申請の受け付け結果がまとまりましたので、ご報告させていただきます。あわせまして、国の平成28年度補正予算において措置され、今月22日から申請受け付けを開始いたします臨時福祉給付金、経済対策分の申請受け付けの概要につきましてもあわせてご報告させていただきます。

私からは以上でございますが、詳細につきましては担当主幹からご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○(高橋主幹) 私から臨時福祉給付金につきましてご説明させていただきます。

資料1ページをごらんください。初めに、平成28年度臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向け臨時福祉給付金の受け付け結果についてですが、平成26年4月の消費税率引き上げによる低所得者への影響緩和措置として、また賃金引き上げの恩恵が及びにくい障害・遺族基礎年金受給者を支援するため、申請に基づき対象者へ給付金を支給したところでございます。

平成28年度の臨時福祉給付金の支給対象者につきましては、平成28年1月1日現在、北見市に住民登録があり、平成28年度市民税が非課税の方となりますが、市民税が課税されている方の扶養親族や生活保護受給者は除かれ、対象者を約2万5,000人と見込み、対象者1人につき3,000円を支給いたしました。

次に、障害・遺族基礎年金受給者向け臨時福祉給付金の支給対象者につきましては、平成28年度の臨時福祉給付金の対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している方となりますが、昨年5月から受け付けを実施しました高齢者向け給付金の受給者を除き対象者を約1,700人と見込み、対象者1人につき3万円を支給したところでございます。

申請受け付けは、平成28年9月28日から12月30日までの3カ月間、まちきた大通ビルを初め、総合支所及び支所・出張所の窓口へお越しいただく方法と郵送による受け付けを行い、対象者の方へは10月末より順次支給を行ったところでございます。

周知につきましては、対象と思われる方へ申請書を送付したのを初め、広報きたみや市のホームページへの掲載、報道機関などの協力をいただきながら周知に努めたほか、老人福祉施設などには代理申請を依頼したところでございます。

資料2ページをごらんください。その結果といたしまして、平成28年度臨時福祉給付金では2万760人から申請をいただき2万589人へ6,176万7,000円を、また障害・遺族基礎年金受給者向け給付金では1,667人から申請をいただき1,028人へ3,084万円を支給したところでございます。

次に、臨時福祉給付金、経済対策分の受け付けについてですが、平成28年度臨時福祉給付金と同じ趣旨で対象者の要件及び対象者につきましても同数となっております。支給金額につきましては、対応する期間が平成29年4月から平成31年9月までの2年半分となりますことから対象者1人につき1万5,000円を支給することとしております。申請受け付け方法は、2月22日から5月31日までの3カ月間、まちきた大通ビルを初め、総合支所及び支所・出張所の窓口へお越しいただく方法と郵送による受け付けを行い、対象者の方へは3月末より順次給付金を支給する予定でございます。周知につきましては、対象と思われる方へ申請書を送付するのを初め、広報きたみや市のホームページへの掲載、報道機関などの協力をいただきながら周知に努めるほか、児童福祉施設や老人福祉施設には代理申請を依頼しているところでございます。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○(隅田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○(菊池委員) 申請の結果をご説明いただいたの

ですけれども、こういう形での給付というのが何度かあったと思いますけれども、平成28年度臨時福祉給付金の83%というのはどんな数字と捉えておられるか。

それから、障害、いわゆる3万円の給付のほうの申請は98%なのだけれども、支給者は6割ということで不支給決定者というのが結構多いですね。そういうことも影響しているかと思えますけれども、これについてもこういう数字にならざるを得ない状況、そのあたりをちょっとご説明を願えればと思います。

○(高橋主幹) 菊池委員から平成28年度の臨時福祉給付金の支給率、あわせて障害・遺族基礎年金の支給率についてご質問をいただきました。

平成28年度の臨時福祉給付金の83%という申請率、支給率は若干低いですけれども、こちらの申請率につきましては平成27年度が約8割、そして昨年前半に行いました高齢者向け給付金の申請率が95%、今回は83%ということですが、まず前回、昨年と比較すると若干、3%程度申請率は向上していると。これは、この給付金の制度自体が浸透されてきているのかと思っております。そして、昨年前半の高齢者向け給付金から比較すると相当申請率も下がっているわけですが、高齢者向け給付金につきましては3万円の支給金額でございました。今回の部分につきましては、その10分の1の3,000円と金額が少ないということで申請を辞退されている方が多数いらっしゃるのかとも思っております。

続きまして、障害・遺族年金の部分の申請率に対する支給率が低いという部分ですが、こちらにつきましては支給要件が昨年前半戦の高齢者向け給付金を支給した方、受け取った方というのは対象から除かれてしまいます。今回申請のあった不支給の理由の方の7割ぐらいがその高齢者向け給付金を受け取った方となっております。それが1点で、2点目といたしましては遺族年金を受けている方で、

基礎年金部分というのはあくまでも18歳未満のお子様を扶養している方というのが対象となります。ですから、子育てが終わった方で遺族年金をもらっている方というのは今回対象にはならないと。障害のほうの対象者というのは、年金の障害等級が1級または2級ということで、かなりの重度障がい者の方ということで、これもあくまでも障害者手帳の等級と異なっていることからこういった結果になったのかと思っております。

以上でございます。

○(菊池委員) 障害・遺族基礎年金の不支給決定者というのが639人もいますから、今の説明も納得できるのですが、あと福祉給付金は金額によって申請をする、しないという判断も出てきているのかなと若干感じます。それでも対象者ともくるんだ2万5,000人に対して申請者が約4,000人以上少ないというのが、どういう状況でその4,000人の方が申請されないのかという、なかなかわかりにくいところですが、こういう制度がこたしも実施されるということで、以前から申請対象者と思われる方に通知している、これは非常にいいやり方になってきているとは思いますが、しかしそれを申請できない環境の高齢者もいると思うのです。その点で担当部署の人は大変苦労されていると思います。来ていない人にまた再通知したりしているのも聞いていますから、その点もう少し申請数が上がってもいいかなと思いつながら数値は見ていました。どういう理由で2万5,000人が2万人ぐらいにとどまっているかという点、もし状況的に考えるとところがあれば説明願えればと思います。

以上です。

○(高橋主幹) 今、菊池委員からご質問をいただいたわけなのですが、支給対象者の把握につきましては、あくまでも国からの通知に基づく推計による対象者数を割り返しております。それで、基準日が1月1日ということで、その後申請の受け付けまでの間にお亡くなりになっている方ですとか、そ

ういった方も多数いらっしゃると思います。そういったことから推計による対象者ということで、あくまでも正確な数字ではないので、差異があるのかなというのが1つと、あと、高齢者でなかなか申請ができない方もいらっしゃるのではないかとというご質問については、高齢者福祉施設などのご協力もいただきながら対応していただいている部分もございますし、実際にそういう独居老人の方がご利用しているヘルパーなどから問い合わせをいただいて申請にご協力いただいている部分などもございます。今後につきましても、一人でも多くの対象者の方へ支給ができるよう努めてまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○(隅田委員長) ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) なければ、以上で保健福祉部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時15分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、子ども未来部からの報告3件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○(三樹部長) ご苦労さまでございます。それでは、私から子ども未来部が所管いたします報告事項の概要についてご説明させていただきます。

初めに、1番目の常呂自治区にございます川沿保育所の閉所についてであります。地域の児童数の減少に伴いまして、本年3月31日をもって保育所を閉所するものでございます。

次に、2番目、地域子育て支援事業についてであります。北見市常盤町におきまして整備が進められております道営住宅の集会施設におきまして、子

育て支援を目的とする子育て支援センターを開設するものであります。

次に、3番目、ファミリー・サポート・センター事業についてであります。会員組織を構築し、子育てに関する相互援助活動を実施するファミリー・サポート・センター事業について新たに取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございますが、詳細につきましては担当課長から補足説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○(堀越課長) それでは、私から委員会資料に基づきまして補足説明をさせていただきます。

委員会資料1ページをごらんください。常呂自治区の川沿保育所の閉所についてでございますが、昭和52年に保育所を開設し、現在川沿小学校に隣接した常呂町豊川におきまして地域に根差した保育を展開しており、平成24年度より現在の指定管理制度による地域運営委員会での運営を行ってございます。

川沿保育所の在籍児童数の年度別推移並びに本年度における年齢別児童数を資料中段にお示しておりますが、近年の児童数の減少により年齢別での保育活動が困難な状況でありますことから、運営委員会と保護者の皆さんとの間で今後の保育所のあり方について話し合いが持たれ、現状よりも少しでも子供たちの保育環境をよくしたいとの保護者の皆さんの希望がありましたことから、運営委員会を通じて市に対し、本年3月末をもって川沿保育所を閉所した旨の報告がなされたところであり、市としても運営委員会並びに保護者の皆さんの意向でありますことから閉所の決定をさせていただいたところでございます。

閉所後の対応につきましては、本年4月より在園児は常呂自治区にございますかもめ保育所へ入所を予定しており、川沿保育所に勤務する保育士につきましても引き続きかもめ保育所に勤務していただけることとなっております。

なお、第1回定例会におきまして閉所に係る関係

条例の一部改正につきまして提案を予定しているところでございます。

次に、資料2ページをごらんください。地域子育て支援事業について、これまでの経過につきましてご説明をさせていただきます。現在、北海道の子育て支援住宅として北見市常盤町1丁目にて道営住宅であえーる常盤団地の整備事業が進められております。道の計画では、A棟、B棟、それぞれ27戸の団地整備として現在進められており、昨年10月には団地1階に集会所兼遊びの広場が整備されたA棟が完成いたしました。この子育て支援住宅としての団地整備事業におきまして、北海道より北見市に対し、A棟に整備する集会所兼遊びの広場のスペースを活用した子育て支援事業への協力要請があり、昨年1月にオホーツク総合振興局を事務局とする協議会組織が設立されております。この協議会におきまして、これまで子育て支援事業を実施するに当たり、相談室、給湯室、授乳室など必要となる諸室、機能面についての協議が行われてきました。A棟につきましては10月に完成し、12月には全27戸の入居が完了しており、本年1月には入居者による自治会組織が設立されましたので、今後自治会の代表の方も協議会に参画いただき、集会所等の利用方法などについて詳細な協議を進めていくこととなっております。

現在、市が予定している子育て支援事業の内容については、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進など各自治区で展開しております子育て相談センター事業と同様の事業内容としており、場所につきましては道営住宅であえーる常盤団地A棟1階の集会所を予定しております。開館日につきましては、平日週3日から4日、開館時間につきましては午前9時から午後5時までの時間帯の中で5時間以上の実施を予定しているところでございます。実施に当たりましては、委託事業での実施を予定しており、事業者の選定スケジュールなどにつきましては、資料に記載のとおり4月より応募要領の配付、5月中旬ごろには事業者を決定させていただき、6月より

事業を開始してまいりたいと考えております。

次に、資料3ページをごらんください。ファミリー・サポート・センター事業についてでございます。本事業は、保護者の急な残業や病気の際に育児などの援助を行いたい者と援助を受けたい者が会員となって地域における育児に関する相互援助活動を行う会員組織を構築し、会員相互の援助活動をもって地域の子育て支援を行う事業でございます。

主な相互援助活動でございますが、保育施設までの送迎を行う。保育施設の開始前や終了後または学校の放課後などに子供を預かる。保護者の病気や急用等の場合、急な残業の場合や冠婚葬祭、他の子供の学校行事の際などに子供を預かるなど、国のファミリー・サポート・センター事業実施要綱に基づいた援助活動を行うもので、原則援助を行う会員の自宅において子供を預かる活動でございます。

次に、ファミリー・サポート・センターの主な事業、役割についてでございますが、会員の募集、会員の登録、会員同士の連絡調整のほか、会員に対する講習会の開催や会員同士の交流や事業の広報活動などを担うこととなります。

ファミリー・サポート・センターの仕組みにつきましては、資料中段の図1によりご説明をさせていただきます。図の中央、ファミリー・サポート・センターの本部は会員の募集、登録、会員同士の連絡調整などを担います。登録の流れですが、援助を受けたい者が依頼会員として、また援助を行いたい者が提供会員としてファミリー・サポート・センター本部に会員登録をしていただきます。依頼会員が援助を受けたいとき、援助の申し入れを本部に行い、依頼を受けた本部は、条件等に合う提供会員に対し援助の打診を行います。依頼会員、提供会員、双方の条件等が整った場合は会員同士での契約が成立し、の援助は提供会員が依頼会員の子供を預かる行為に当たり、預かり終了後、依頼会員は規定の利用料金を、報酬として提供会員へ支払います。以上の流れがファミリー・サポート・センタ

一の仕組みでございます。

次に、事業の実施方法についてでございますが、援助活動の時間帯は午前7時から午後9時までとし、原則児童の預かりは提供会員の自宅で行っていただきます。また、事業の実施に当たっては、委託事業での実施を予定しており、事業者の選定スケジュールなどについては資料に記載のとおり4月より応募要領を配付し、5月中旬ごろには事業者を決定させていただき、6月には事業を開始してまいりたいと考えております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○（隅田委員長） 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○（鈴木委員） まず、2ページの地域子育て支援事業でありますけれども、委託事業ということですが、何名ぐらい配置するのかということと、それからどのぐらいの金額で委託するのかお知らせください。

ファミリー・サポート・センターのことについても同じでありますけれども、この予算もどのぐらい見込んでいるのか教えてください。

それから、この部分では、行政がどこに入っていくのか。委託ですから直接入ることはないのですけれども、児童を預かるときはその提供者の会員の自宅という形になるわけでありまして、いろいろな住まいがあるわけでありまして、中には危険な状況等もあるかと思っております。その辺のところというのは、どのように調整を図るのか。かなり見えない部分がありますので、この事業を始めるといことは行政の責任も相当あると思っておりますので、その辺のところをお知らせください。

また、保育施設までの送迎を行うというのは、保育所または幼稚園へ迎えに行くとということだと思いますが、この辺のところをちょっと教えていただきたいと思っております。

以上です。

○（菊池委員） 私は、2つ目の地域子育て支援事業ですけれども、これは北見市がやっている子育て支援センターと位置づけは同じなのでしょうか。

それから、ここの施設を利用できる方というか、道営住宅となっておりますけれども、特別道営住宅に意識をしてやると考えてしまうと、例えば10年後、この道営住宅に子育てが必要なくなるということになりますと、要は住人がどんどん変わっていく住宅ではないので、多くは長く住まれる可能性がある。そういうこととこの施設の関係がどのようになっているのか。

それから、例えばこの住宅に入っている人がほとんどこの施設を利用するというのであれば、駐車場はその道営住宅の駐車場でいいのですけれども、新たに外から、ほとんどが外から来る人が利用するとなればそういう施設が必要なのですから、そういう施設になっているのかどうか、そのことも含めて説明を願えればと思います。

○（苅込係長） それでは、まず鈴木委員からご質問いただきました拠点事業、ファミリー・サポート・センター両事業の委託料の考えなのですが、まず拠点事業につきましては配置人数は非常勤を含めてですけれども、2名程度を予定しています。週3日、4日程度を見込んでおりまして、委託料の額につきましては年間で396万3,000円を予定しています。これは、ちょっと予算上の額なのですが、この金額につきましては国の……

○（隅田委員長） 暫時休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午前11時30分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（苅込係長） 申しわけございません。まず、子育て支援センターの委託業務なのですが、国の補助基準額に基づきまして、おおむね金額的には390万円

程度が補助基準額となっております。

もう一つ、ファミリー・サポート・センター事業に関しましては、これも国の事業補助要綱がございます。この基準額に基づきますと、年間で約200万円程度の委託料を見込んでおります。

私からは以上です。

○(堀越課長) 鈴木委員からファミリー・サポート・センター事業の事業内容、保育施設等までの送迎など、どういう内容になっているのかというご質問、あわせて菊池委員から子育て支援事業に関し、どういふ方々が利用できるのか、そういったご質問をいただいているところでございます。

まず、ファミリー・サポート・センター事業につきましては、国の事業実施要綱に基づく事業活動を基本に考えておまして、資料にも記載させていただいておりますが、保育施設までの送迎を行うなどの相互援助活動などが対象となっております。具体的には、会員それぞれ預けたい方、提供会員、依頼会員という会員同士のご相談事項ということにはなってくるのですが、一例を挙げさせていただければ、まず、送迎の依頼を受けた提供会員が依頼会員の方のご自宅を訪問して子供を預かり、子供が通っている施設へ送り届けるということもパターンといえますが、そういうこともあります。もう一つについては、今度は送迎をお願いしたい方が子供を提供会員の方のご自宅に送っていき、そこをスタートとして施設に送り届ける、保育園等が終わって迎えに行くときについても同様のことが想定されるのかと思っております。あくまでも詳細につきましては利用時間等、道内各市町村でも既に実施されている事業内容ということもありまして、料金の設定など、今後詳細を詰めていくこととなりますけれども、30分当たりあるいは1時間当たりの利用料金の設定をさせていただき予定でございますので、どこから援助活動がスタートするのか、そこが当事者のご相談事項になってくるのかと思っております。

次に、菊池委員から子育て支援センターについて、

どういふ方々が利用されるのかというご質問をいただいております。現在、私ども道から聞いているのであえるの入居条件というところでございますけれども、現在A棟が完成しておまして27世帯中、子育て向けの世帯については9世帯を専用の住宅として用意されているということをお聞きしております。まず、入居の条件につきましては、入居時に未就学児のお子さんが1人以上いることが条件とされているとお聞きしております。もちろんご質問の中にございましたとおり、入居される時は小さいお子さんでも成長していきますよねというお話もあったかと思っておりますけれども、道営団地の集会施設を活用させていただくという中でこれまで協議会組織が設置されております。その中でもいろいろ疑問点などを確認しておまして、入居者の方も当然含みませけれども、それ以外の地域の方、現に市で実施しております子育て相談センターについても利用の多くの方がゼロ歳、1歳、2歳の小さなお子さんをお持ちのお母さんたちがほとんどだということでございますので、地域を限定せず利用していただけるような事業を展開してほしいという要請もあるところでございます。

また、駐車場についてのご質問もいただいているところでありますが、これも建設時の話の話し合いといえますが、意見交換の中で十分な駐車場を用意していただけるのか確認をさせていただいているのですが、残念ながら10台、20台という集会施設を利用する外部からの方が駐車できるスペースまでは確保できないということでお話は伺っております。

以上でございます。

○(鈴木委員) 何回も聞いて申しわけないです。ファミリー・サポート・センターの事業についてなんですけれども、保育施設までの送迎を、送っていったり迎えに行ったりして自分の家で預かっておくという形なんですけれども、このことも含めて、それから提供者の会員も含めて、例えば車の事故とかそういった関係がありますから、そういったことを

確認するのか。また、誰が確認するのか。さらに、児童の預かりの提供者の会員の自宅、先ほど言ったこと、それも安全であるということの確認を誰がするのかということをお教えいただきたいと思いません。

それから、選定スケジュール、委託するわけですが、選定する業者というのはこの本部を選定するのか、募集するのか、そここのところも教えてくださいたいと思います。ここが本部という形になれば、5番の報酬というのは依頼会員から提供会員に直接払われるのではなくて、本部に払われて、本部から提供会員に払われるのではないかという気がするのですが、その辺のこともちょっと教えてください。

○(菊池委員) 地域子育て支援センターですが、駐車場が確保されていないというのは不安材料ですね。入居されている方のところに停まったりすると、道営住宅の場合は今はお金を払っていますから、そういう不協和音が発生しそうな状況ですし、ここにオホーツク総合振興局を事務局とする協議会が設立された。課長の説明が主体的でないのです。聞いておりますという表現となりますと、この協議会の中に北見市は入っていないということなのでしょう。そうなりますと、この施設を利用する方は道の主体で事業を推進すると。北見市には子育て支援事業への協力要請がありという文書になっているので、この常盤町の子育て支援センターが、これまで北見市がやってきた支援センターと同じような内容と言ったらいいのか、運営の姿が確保されるのかどうか余り見えないのです。課長が聞いておりますなどと言われるものですから、何か協力要請を受けて、北見市としてこういう心構えで取り組みますと言っただけなので、若干何となく、もう入居者は完了していると言っているのに、こういう状況で果たしていいのかと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

○(堀越課長) 菊池委員から、再度子育て支援セ

ンターの内容についてご質問をいただいております。協議会組織が設立されておりまして、保育課を含め子ども未来部関係部署など市の関係部署も参画させていただきながら協議を進めてきているところであります。事業の主体については、道からの要請を受けたのは事実でございますが、事業を実施する主体については北見市が実施していくというスタンスでございます。

また、鈴木委員から事故等が発生した場合などの心配ということでご質問をいただいているところでありますけれども、国の事業の実施要綱にも規定はございまして、まず、ファミリー・サポート・センターを実施する場合には傷害保険等への加入が義務づけられております。また、会員同士の援助活動という内容でございますので、まずは考え方のですけれども、子供が何かけがをした。あるいは、送迎のときに、ほとんどの方が自家用車を利用されるのだと思われましても、そういった場合、援助活動中に起きた事故については、基本的には、まず当事者同士で対応をしていただくというのが国の事業としての考え方となっております。しかしながら、北見市が実施主体として委託事業で行っていく、ご自宅、いろいろな自宅がありますよねというご心配もあったかと思うのですが、まず、預かりを行ってもいいと言っただけの会員の方の登録をする段階におきまして、国が定めております講習会、規定の科目数、時間数を受けていただくということが大前提になってきます。その上で、ご自宅に預かることを原則としておりますので、当然、安全対策等についても講習会できちり理解していただいた上でお子さんを預かっていただく、そういった事業内容ということになってございます。

私からは以上でございます。

○(菊池委員) 先ほどの地域子育て支援事業についてですが、この事業は北見市の条例として規定をし、市職員の対応により支援センターを運営するというものでいいですか。そこを説明してくだ

さい。

○（堀越課長） 再度菊池委員より子育て支援センターの事業実施についてご質問をいただきました。現在、北見市においては、市が条例で設置しております各自治区1カ所、合わせて4カ所の子育て相談センターと北見自治区の中で1カ所、委託事業で事業を実施している支援センターがございます。今回、道営住宅の集会施設の場所を活用させていただく事業については委託事業で実施を予定させていただいておりますので、市の職員が配置されるという考えではございません。

以上でございます。

○（鈴木委員） 答弁漏れで、先ほどの選定ですか、プロポーザル方式にするという形の中で委託するものなのですか、本部を選定するのか、それともファミリー・サポート・センター全体をするのか、その辺のところを先ほど聞いたのですけれども、お答えいただけませんでしたので、お答えをお願いいたします。

また、こういったニーズというのは、調査か何かをされて必要だという形の中でやるのでしょうか。それとも、国からたまたまこういう事業がおりてきたからやるというのか、その辺のところも教えてくださいたいと考えます。

さらに、提供者においては国の定める講習会等を受けて安全だという資格を取るのがどうかわかりませんが、認定された上で始めると。6月1日から始めると言うのですけれども、間に合うのですか。この辺のところもちょっとお伺いいたします。

以上です。

○（中野係長） 鈴木委員からのご質問、委託の状況の関係ですが、これはファミリー・サポート・センター事業の提供会員、依頼会員の登録の手続等の事務及び調整をする事務を委託する形になります。会員からの依頼を調整したり、登録の会員証を交付したり、登録の手続をする事務をその本部に委託する形になります。ですので、報酬につきましては依

頼会員から直接提供会員にお支払いをします。それは、援助活動をしていただいた報酬として直接お支払いします。市が委託する事務は、提供会員の登録と調整ですので、いわゆる人件費等、そのために事務を行うためのパンフレット、広報活動等の事務費として子ども・子育て支援交付金が財源になりますけれども、その経費をもって委託をする形になります。

それと、講習会につきましては、6月の開始をめぐりにしておりますが、子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査において、ファミリー・サポート・センター事業についての希望はあるというところで、計画の中でも現在類似の事業を、いわゆる独自の一時預かり事業、また、このファミリー・サポート・センターと同様な事業をやっている個人、NPO法人がございます。計画の中でも今、類似事業を実施していることから、市として事業を実施するに当たっては、委託にするか市が直接実施するかということを検討していくという計画にもなっており、それに基づきまして、今回につきましては委託で類似事業をやっている事業者もおりますことから委託で実施をしていきたいと考えております。そこには当然今まで事業を実施している提供会員がいるものから、当然のことながら講習等も確認しながら事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○（堀越課長） 鈴木委員からのご質問で、補足の説明をさせていただきます。

現在、市内で国が示している講習内容、講習会開催状況について補足をさせていただきたいと思っておりますけれども、北見市女性センターの自主事業として実施していると聞いておりますが、平成14年度より仕事と家庭両立支援ということを目的とした保育サービス講習会が年1回開催されておまして、全9科目ということで8日間の講習日程において講習会がもう既に開催されておまして、相当数の受講済み者が市内にはいらっしゃる状況になっておりま

す。このことから、会員組織を構築していく中で先ほど担当係長からもご説明させていただきましたが、現に類似事業ということで民間団体が取り組んでいらっしゃる部分もありますので、そういったこれから新たに講習を受けて6月に備えるかということでもないものですから、その辺については一定程度の提供会員が見込めるということで考えております。

以上でございます。

○(鈴木委員) そのニーズのこと等、要するにどれだけのものがあるかというのを調査するというのは、要するに先にやっている人がいるということですね。ということは、市は国から来た事業をそっくり丸投げするのだと、北見市でやらないでNPO法人に丸投げするのだという受けとめ方でいいですか、部長。

○(三樹部長) ただいまの鈴木委員のご質問でございますけれども、丸投げするということでは決して私ども思っておりません。平成27年度に作成いたしましたこの計画の中に位置づけしているというのは、前段にきちんと市民の意識調査等、ニーズ調査を含めた中でこういった事業もやっていくべきだということで平成29年度に位置づけしている事業ということでございます。そういった前段の調査の中で、ニーズはあるということ間違いなく押さえております。

それと、さらに具体的に言いますと、今、一例で保育所の送迎という部分が出ましたけれども、小学校に上がったお子さんでも、今私どもの所管する青少年課で児童センターをやってございます。その児童センターの時間も例えば5時までですとか6時までというところでのその後の部分で、基本はお父さん、お母さんが迎えに行くという形のところでの送迎になっていますけれども、お父さん、お母さんがなかなかお仕事で迎えに行くことができない。例えば午後7時、8時ぐらいまでかかってしまうとか、そういう場合あるいは朝早くから出勤して親がいな

くなってしまおうというお子さんがいた場合には、今のところ今の全体の行政サービスの中では、そこまで手が届く状況にはなっていないのです。ですから、このファミリー・サポート・センター事業をやることによって、そういう細かい部分ではあるのですけれども、すき間となっているようなところをこの事業をやることによって埋めることができるかと私ども考えております。そんなことで、これを市が直営でやるということになると、これはやはり人的な部分もあり、国の補助事業ということになっておりますことから委託という形の中でやらざるを得ないのかと考えているところでございます。何はともあれ、そういったことで間違いなく北見市内の子供たちにとって、お父さん、お母さんにとって住みやすい環境づくり、子育てしやすい環境づくりになると私ども信じてこの事業をやりたいと考えておりますので、何とぞご理解をお願いしたいと思います。

○(隅田委員長) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(隅田委員長) なければ、以上で子ども未来部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午前11時53分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午前11時53分 閉議
